

# 令和4年度 小樽市生活困窮者自立支援事業 実績報告書

令和5年8月

小樽市福祉総合相談室「たるさぽ」

# 目 次

1 「たるさぽ」事業概要	
1-1 概要 .....	1
1-2 「たるさぽ」の体制 .....	1
2 相談支援実績	
2-1 相談件数等 .....	2
2-2 支援方法 .....	3
2-3 相談者の年代 .....	4
2-4 相談経路 .....	5
2-5 相談内容(複数回答) .....	6
2-6 相談終結者数 .....	7
2-7 相談支援事例 .....	8、9
3 就労支援実績	
3-1 就労支援実績 .....	10
3-2 就労支援事例 .....	11
4 就労準備支援実績	
4-1 就労準備支援実績 .....	12
4-2 就労準備支援事例 .....	13
5 住居確保給付金支給実績	
5-1 住居確保給付金支給実績 .....	14
6 家計改善支援実績	
6-1 家計改善支援実績 .....	14
7 子どもの学習・生活支援実績	
7-1 子どもの学習・生活支援実績 .....	15
8 その他の取組実績	
8-1 新型コロナウイルス感染症に関する支援について .....	16
8-2 貸付及び現物支給の実績 .....	17
8-3 食料等支給の実績 .....	18
8-4 事業説明及び連携依頼先 .....	19
8-5 講師派遣等 .....	19
8-6 イベント参加 .....	19
8-7 イベント開催 .....	19
8-8 無料職業紹介 .....	19
8-9 視察受入等 .....	19
8-10 研修・会議等出席状況 .....	20

# 1 「たるさぼ」事業概要

## 1-1 概要

小樽市では、生活困窮者自立支援法施行に合わせ、平成27年4月1日から小樽市生活サポートセンター「たるさぼ」を開設しました。その後、令和3年度に小樽市の機構改革に伴い、福祉総合相談室「たるさぼ」に名称を変更するとともに、市庁舎内に移転して業務を行っています。

「たるさぼ」では、生活困窮者の困窮状態からの早期脱却を支援するため、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施しています。

具体的には、生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者自立相談支援事業（必須事業）、住居確保給付金（必須事業）及び生活困窮者就労準備支援事業（任意事業）のほか、令和元年度から家計改善支援事業（任意事業）と子どもの学習・生活支援事業（任意事業）を実施しています。

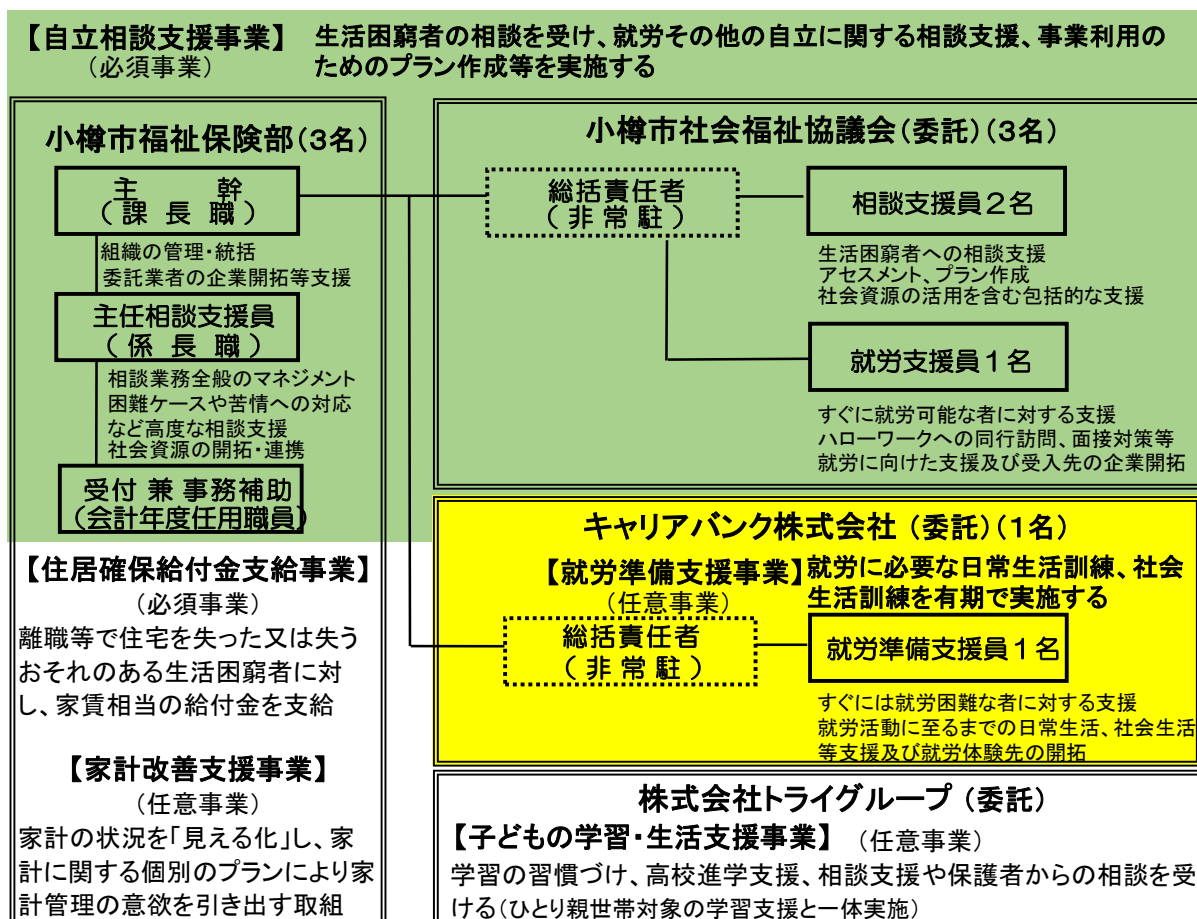
## 1-2 「たるさぼ」の体制

自立相談支援機関として、市直営＋委託事業者の協働で事業を実施しております。小樽市から主幹（課長職）、主任相談支援員（係長職）、会計年度任用職員（事務補助）を各1名、小樽市社会福祉協議会から自立相談支援事業に係る相談支援員2名及び就労支援員1名を配置しています。なお、主任相談支援員は家計改善支援員も兼ねています。

また、任意事業である就労準備支援事業を実施するため、キャリアバンク株式会社から就労準備支援員1名を配置しています。

そのほか、子どもの学習・生活支援事業として、中学生、高校生の児童をもつひとり親世帯を対象とする学習支援と一体的に実施しており、株式会社トライグループに委託しています。

【図1 令和4年度 小樽市福祉総合相談室「たるさぼ」体制図】

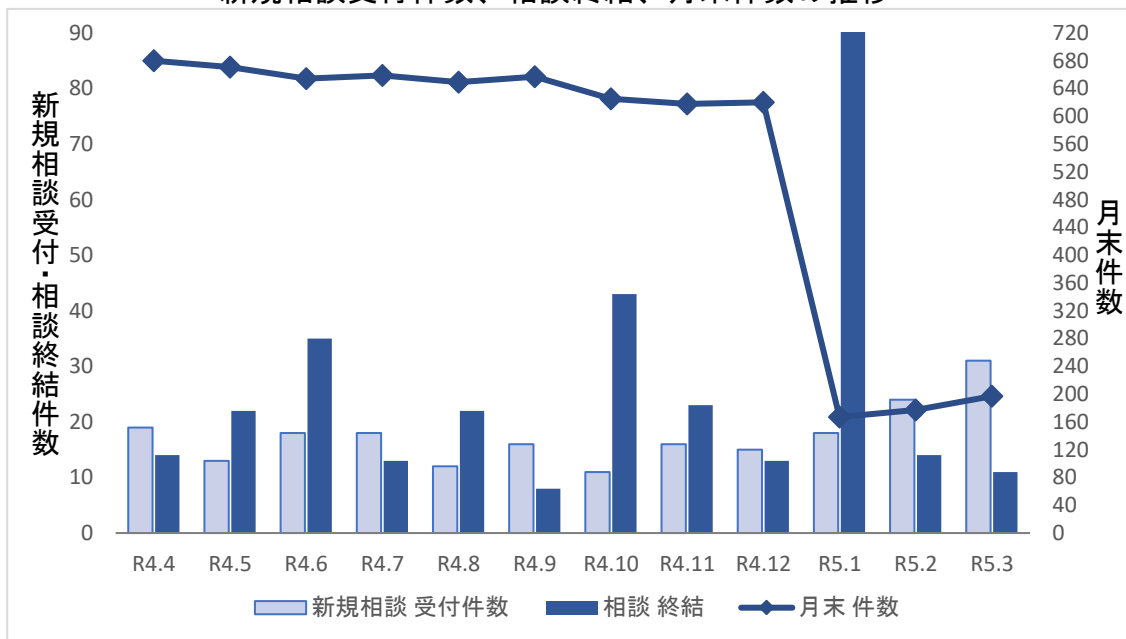


## 2 相談支援実績

### 2-1 相談件数等

	新規相談			延べ 対応件数	プラン作成数		プラン 中断・終結	相談 終結	月末 件数
	受付件数	男性	女性		新規	更新			
R4.4	19	5	14	198	2	3	6	14	680
R4.5	13	8	5	193	2	1	4	22	671
R4.6	18	14	4	165	0	2	6	35	654
R4.7	18	12	6	169	3	0	1	13	659
R4.8	12	10	2	236	3	2	1	22	649
R4.9	16	10	6	215	1	0	0	8	657
R4.10	11	5	6	237	2	4	4	43	625
R4.11	16	6	10	216	3	1	8	23	618
R4.12	15	6	9	225	1	2	4	13	620
R5.1	18	10	8	216	2	0	0	471	167
R5.2	24	13	11	175	4	0	8	14	177
R5.3	31	14	17	267	1	0	7	11	197
R4年度	211	113	98	2,512	24	15	49	689	197
R3年度	476	258	218	3,176	50	27	78	180	675
R2年度	643	391	252	3,687	89	9	32	370	379
R元年度	227	117	110	3,094	26	15	38	255	106

新規相談受付件数、相談終結、月末件数の推移



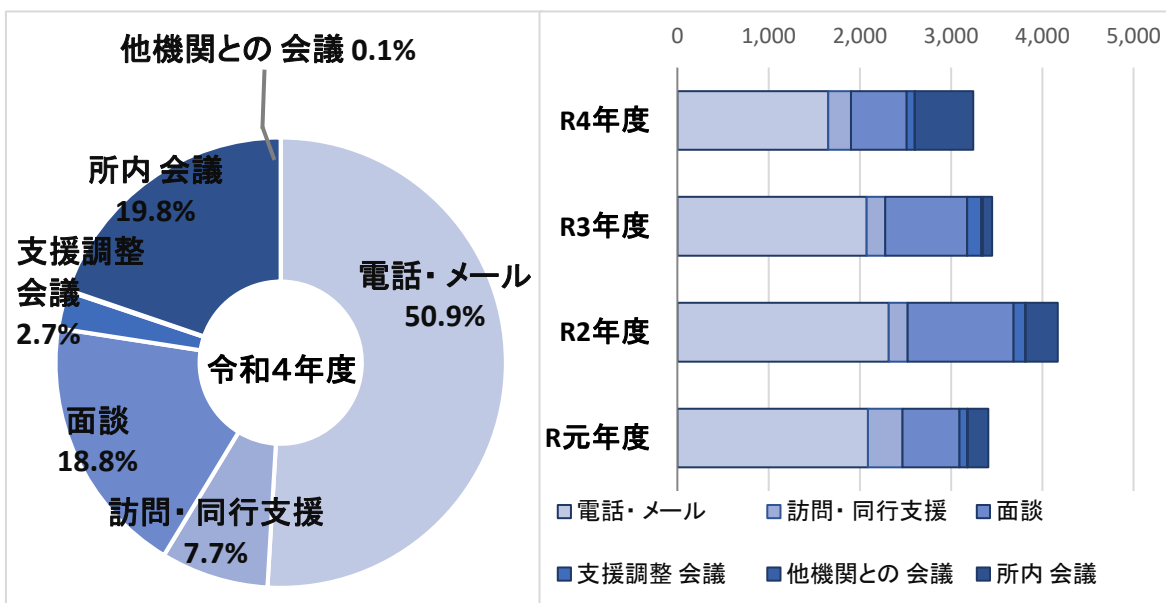
#### ●分析

・新規相談受付件数、プラン作成数については、前年度、前々年度に比べ大幅に減少し、令和元年度と同程度の数字となっている。その一方で、相談終結件数は大幅に増加している。要因としては、新型コロナウイルス感染症拡大への対策として実施された、小樽市社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付（以下、「特例貸付」という。）が令和4年9月30日で終了したことや、新型コロナウイルス感染症の流行に一定の落ち着きが見られるようになったことに伴い、社会活動が回復しつつあることに伴うものであると推察される。

・令和元年度に国が示した新規相談件数の目安値は、対象地区人口10万人当たり「16件/月」であるが、本市の令和5年3月31日現在の人口107,908人をもとに算出した「たるさぼ」の相談件数は「16.3件/月」であり、概ね目安値と同程度である。

## 2-2 支援方法

	電話・メール	訪問・同行支援	面談	支援調整会議	他機関との会議	所内会議	合計
R4.4	126	19	53	11	0	8	217
R4.5	132	13	48	7	1	18	219
R4.6	103	9	53	8	1	29	203
R4.7	113	11	45	4	0	12	185
R4.8	172	15	50	6	0	21	264
R4.9	140	20	55	1	0	8	224
R4.10	160	30	47	10	0	39	286
R4.11	145	27	44	12	0	15	243
R4.12	142	35	48	7	0	9	241
R5.1	143	30	43	2	0	472	690
R5.2	108	17	50	12	0	6	193
R5.3	169	25	73	8	1	4	280
R4年度	1,653	251	609	88	3	641	3,245
	50.9%	7.7%	18.8%	2.7%	0.1%	19.8%	100%
R3年度	2,075	204	897	155	17	102	3,450
	60.1%	5.9%	26.0%	4.5%	0.5%	3.0%	100%
R2年度	2,318	205	1,163	125	8	349	4,168
	55.6%	4.9%	27.9%	3.0%	0.2%	8.4%	100%
R元年度	2,088	379	627	81	10	224	3,409
	61.2%	11.1%	18.4%	2.4%	0.3%	6.6%	100%

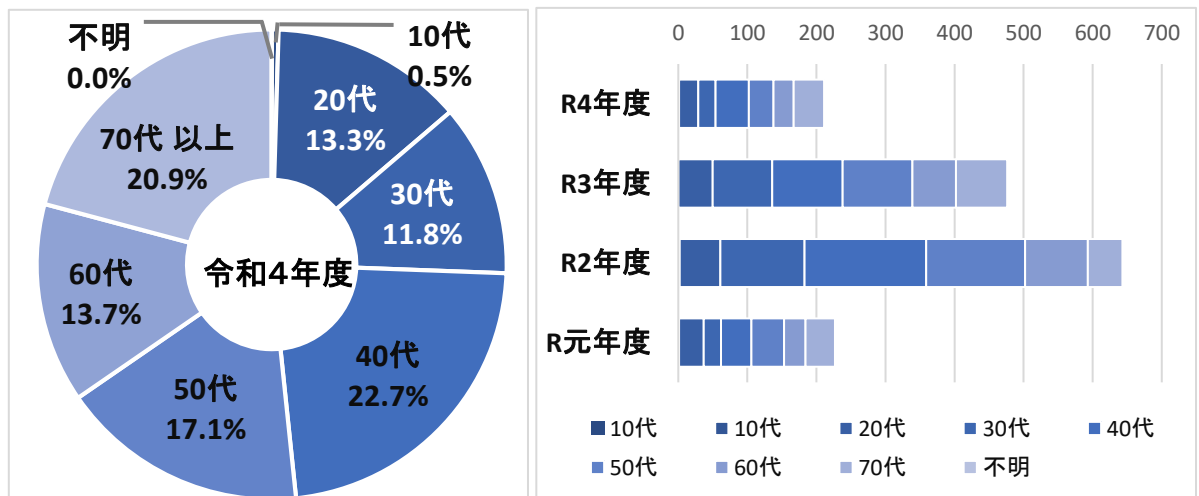


### ●分析

- ・令和4年9月の特例貸付の終了により、相談終結に係る所内会議の件数が大幅に増加した。一方で、会議を除いた支援方法の合計件数は過去3年度に比べて減少している。
- ・電話・メールによる支援が最も多く全体の5割を占めている。訪問・同行支援の件数は令和2、3年度に比べると増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の収束により、感染対策として控えていた面談等を徐々に再開したことによる。
- ・支援調整会議の件数は令和2、3年度に比べると減少しているが、これは、住居確保給付金の利用者の減少や特例貸付の終了により、プランの作成が減少したことによる。
- ・同行支援には、市役所での各種手続（生活保護申請、税及び保険料等の収納相談など）のほか、債務整理相談や、貸付等、庁外関係機関での相談件数を含んでいる。
- ・面談による相談については、前年度からは減少している。新型コロナウイルス感染症に対する支援策である、住居確保給付金の支給要件緩和や、特例貸付手続きにおいて自立相談支援機関との面談が必要とされていたが、これらが終了したことによるものと思われる。
- ・支援調整会議等、上記の会議以外にも、週1回の「たるさぽ」内ミーティングにより支援状況などの情報共有を図っているほか、月1回、小樽市社会福祉協議会の貸付担当者も交えたミーティングを実施し、貸付利用者に係る情報交換と全ケースの進捗状況の確認を行っている。

## 2-3 相談者の年代

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
R4.4	0	3	1	5	3	2	5	0	19
R4.5	0	1	1	4	3	1	3	0	13
R4.6	0	3	3	3	2	4	3	0	18
R4.7	0	4	2	1	5	5	1	0	18
R4.8	0	4	0	2	2	1	3	0	12
R4.9	0	2	3	4	1	3	3	0	16
R4.10	0	2	2	1	2	1	3	0	11
R4.11	1	0	1	3	5	1	5	0	16
R4.12	0	0	2	9	1	3	0	0	15
R5.1	0	2	3	4	3	2	4	0	18
R5.2	0	1	2	9	2	3	7	0	24
R5.3	0	6	5	3	7	3	7	0	31
R4年度	1 0.5%	28 13.3%	25 11.8%	48 22.7%	36 17.1%	29 13.7%	44 20.9%	0 0.0%	211 100%
R3年度	0 0.0%	50 10.5%	86 18.1%	102 21.5%	101 21.2%	63 13.2%	74 15.5%	0 0.0%	476 100%
R2年度	2 0.3%	59 9.2%	122 19.0%	176 27.4%	143 22.2%	91 14.2%	50 7.8%	0 0.0%	643 100%
R元年度	1 0.4%	36 15.9%	25 11.0%	44 19.4%	47 20.7%	31 13.7%	43 18.9%	0 0.0%	227 100%



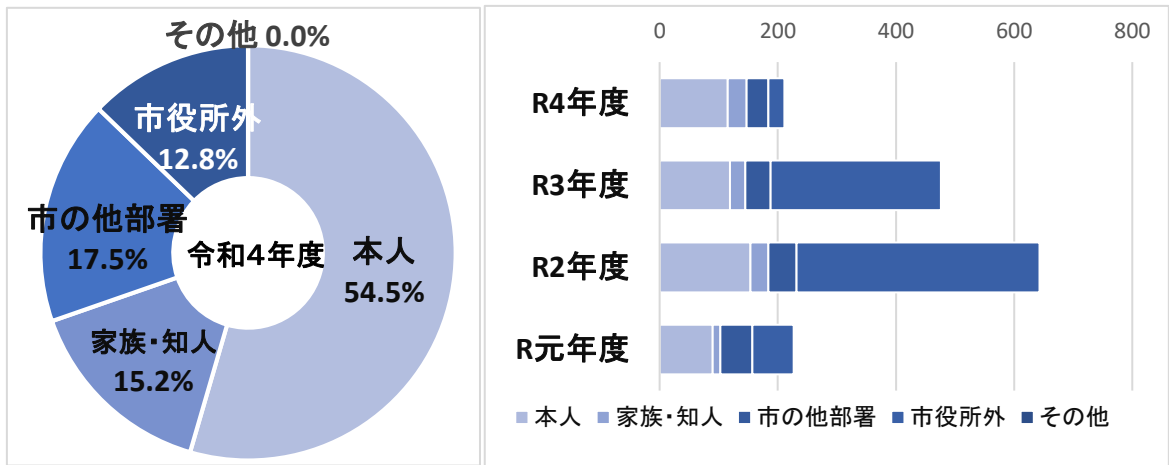
### ●分析

・幅広い年代からの相談があったが、40代、70代以上、50代の順で多く、30代の相談割合は令和2、3年度に比べ大きく減少した。相談割合は令和元年度と概ね似かよったものとなっており、これは新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、実施されてきた各種支援策の終了や、新型コロナウイルス感染症の流行が落ち着きを見せ、社会活動が回復傾向にあることが要因と考えられる。

・高齢者からの相談の中には、新型コロナウイルス感染症の影響により失職や収入の減少に陥り、その後、より若い世代に比べ再就職や収入の回復が難しく、生活維持が困難となったという内容の相談が複数あった。

## 2-4 相談経路

	本人	家族・知人	関係機関等からの紹介			その他	合計
			市の他部署	市役所外			
R4.4	10	2	7	6	1	0	19
R4.5	5	3	5	1	4	0	13
R4.6	9	4	5	2	3	0	18
R4.7	13	3	2	2	0	0	18
R4.8	6	1	5	1	4	0	12
R4.9	9	1	6	4	2	0	16
R4.10	4	1	6	6	0	0	11
R4.11	9	5	2	1	1	0	16
R4.12	10	2	3	0	3	0	15
R5.1	11	3	4	3	1	0	18
R5.2	11	3	10	5	5	0	24
R5.3	18	4	9	6	3	0	31
R4年度	115	32	64	37	27	0	211
	54.5%	15.2%	30.3%	17.5%	12.8%	0.0%	100%
R3年度	119	26	331	43	288	0	476
	25.0%	5.5%	69.5%	9.0%	60.5%	0.0%	100%
R2年度	154	30	459	48	411	0	643
	53.0%	7.1%	39.9%	24.5%	15.4%	0.0%	100%
R元年度	90	13	124	54	70	0	227
	39.7%	5.7%	54.6%	23.8%	30.8%	0.0%	100%



### ●分析

・相談経路として、本人からの相談件数は令和3年度と同程度である。他方で関係機関等からの紹介のうち、特に市役所外からの紹介件数が大幅に減少している。これは令和2、3年度は小樽市社会福祉協議会からの特例貸付（再貸付）の利用に係る相談者の紹介が多かったのに対し、令和4年度は特例貸付の終了により減少したことによる。

・今後も複雑化、複合化する課題を抱える方からの相談に対応するため、関係機関との連携を強化するとともに、「たるさぼ」の機能強化及び周知活動を続ける必要がある。

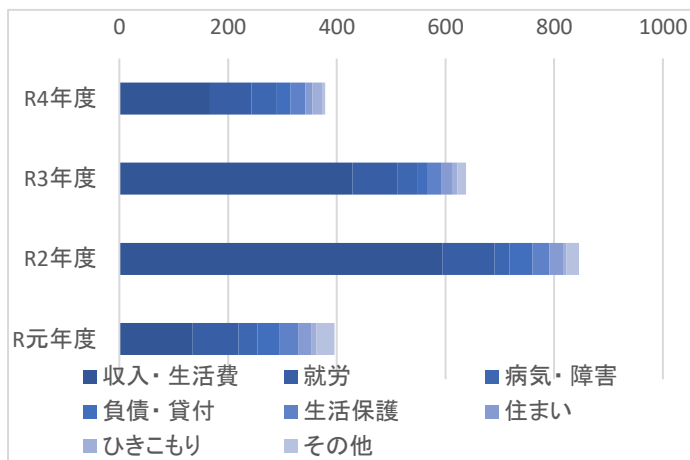
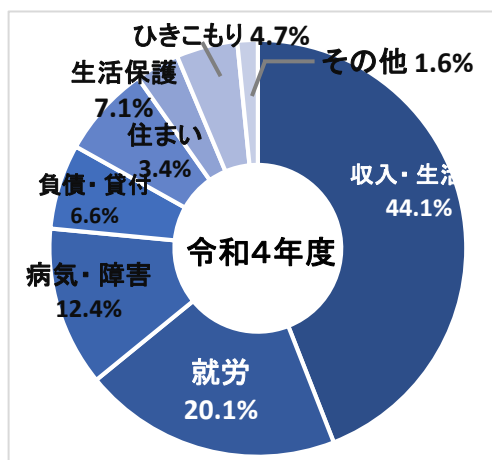
【市役所内の他部署】納税課、生活安全課、女性相談室、福祉総合相談室内の他グループ、保険収納課、こども福祉課、保健所、水道局など

【市役所外の関係機関の例】居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市議会議員、民生児童委員、ハローワーク、小樽市社会福祉協議会、医療機関、警察など

・「本人」から直接相談があるケースの中にも、関係機関等から「たるさぼ」を紹介していただいた結果、本人から直接連絡をもらう場合が含まれている。

## 2-5 相談内容（複数回答）

	収入・生活費	就労	病気・障害	負債・貸付	生活保護	住まい	ひきこもり	その他	合計
R4.4	16	9	1	1	5	3	2	1	38
R4.5	11	2	2	4	1	1	0	0	21
R4.6	12	4	5	1	0	0	3	0	25
R4.7	15	6	2	0	3	1	2	0	29
R4.8	9	5	4	0	0	0	1	1	20
R4.9	13	6	4	0	0	1	0	2	26
R4.10	8	2	6	1	3	1	2	0	23
R4.11	14	3	0	3	1	2	1	0	24
R4.12	12	8	3	2	2	0	2	0	29
R5.1	13	6	3	1	1	2	0	1	27
R5.2	16	9	6	8	4	0	2	0	45
R5.3	28	16	11	4	7	2	3	1	72
R4年度	167 44.1%	76 20.1%	47 12.4%	25 6.6%	27 7.1%	13 3.4%	18 4.7%	6 1.6%	379 100%
R3年度	429 67.2%	82 12.9%	37 5.9%	18 2.8%	27 4.2%	19 3.0%	10 1.6%	16 2.5%	638 100%
R2年度	594 32.1%	96 17.3%	28 9.2%	42 14.6%	31 11.8%	25 5.5%	7 2.8%	23 6.7%	846 100%
R元年度	135 34.1%	84 21.2%	35 8.8%	41 10.4%	35 8.8%	23 5.8%	10 2.5%	33 8.3%	396 100%



### ●分析

・「収入・生活費」と「就労」で全体の約7割を占めており、実際に相談を受けた中では、就労に関する課題を抱えた結果、収入や生活費にも影響を及ぼしているなど、両方の悩みを抱える相談者も多くみられた。他方で、「収入・生活費」の相談は大きく減少しているが、これは新型コロナウイルス感染症の流行に一定の落ち着きが見られるようになったことが要因であると推察する。

・相談者1人あたりの相談内容は平均すると令和3年度が約1.3件であったのに対し、令和4年度は約1.8件となっており、相談者数は減少したものの、相談者一人当たりの課題が複雑化、複合化していることが伺える。

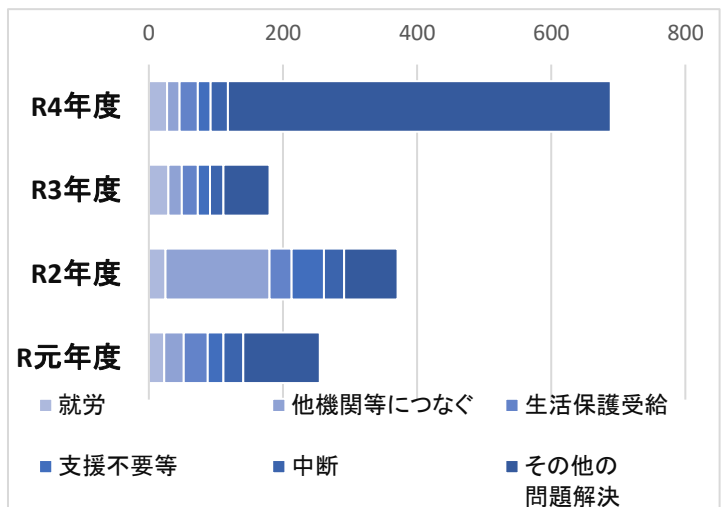
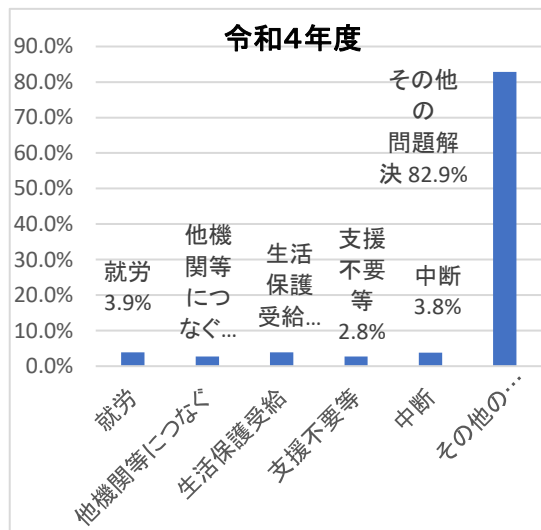
・相談者から課題を聞き取りした結果、課題の内容が相談者本人のみではなく、世帯全体に関わる課題であることも多いことから、引き続き世帯全体の課題を適切に把握しながら支援をしていくことが必要である。



## 2-6 相談終結者数

	就労	他機関等 につなぐ	生活保護 受給	支援不要等	中断	その他の 問題解決	合計
R4.4	2	1	1	1	0	9	14
R4.5	2	2	5	1	2	10	22
R4.6	5	3	2	2	11	12	35
R4.7	1	2	1	3	4	2	13
R4.8	2	2	2	5	4	7	22
R4.9	0	3	0	0	1	4	8
R4.10	1	0	6	0	2	34	43
R4.11	4	4	1	4	1	9	23
R4.12	2	0	3	0	1	7	13
R5.1	0	1	5	1	0	464	471
R5.2	3	1	0	1	0	9	14
R5.3	5	0	1	1	0	4	11
R4年度	27 3.9%	19 2.8%	27 3.9%	19 2.8%	26 3.8%	571 82.9%	689 100%
R3年度	29 16.1%	20 11.1%	24 13.3%	18 10.0%	20 11.1%	69 38.4%	180 100%
R2年度	25 6.7%	155 41.8%	33 8.9%	48 12.9%	30 8.1%	80 21.6%	371 100%
R元年度	23 9.0%	29 11.4%	36 14.1%	23 9.0%	30 11.8%	114 44.7%	255 100%

※「その他の問題解決」の例：一時的な生活資金の不足・貸付、家計の問題など



### ●分析

・令和4年度は特例貸付が終了したことに伴い、貸付利用者のうち課題が既に解決するなどして支援の継続を希望しない世帯の支援を令和5年1月に確認し、終結の判断をしたため、「その他の問題解決」の項目に当たる終結件数が大幅に増加した。それ以外の項目の終結件数は概ね例年と同程度である。

2-7 相談支援事例

【事例1】 Aさん 70代男性	
本人の 状態・ 訴え	給付金詐欺に遭い、数百万円の貯蓄を失い、数百万円の債務を抱えた。追い詰められたことで深夜に近隣住宅に侵入し、逮捕された。その後、不起訴となり釈放後、弁護士とともに今後の生活の立て直しのために来所。来所時、所持金はなかった。
支 援 内 容 等	<p>(面談)</p> <p>憔悴しきった感じで、「死んだっていい」との発言もみられ、精神的にも不安定な様子。ひとまず今後出来得る支援を説明し、生活立て直しのためにサポートすることを伝え、「こういう相談場所があったんですね。早く相談すればよかった」と話し、少し安心された様子を見せた。</p>
	<p>(対応)</p> <p>令和4年9月の初回面談から、主に以下のような支援を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧支援（フードバンク、フードドライブ、「たるさぼ」備蓄食料提供、小樽市社会福祉協議会の物資支援、保健所からのドッグフード提供等）</li> <li>・小樽市社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用（複数回）</li> <li>・電気、ガス、水道、電話、新聞各社への支払い方法相談、支払い同行</li> <li>・病院、薬局への支払い方法相談、支払い同行</li> <li>・弁護士への債務整理相談</li> <li>・介護保険の申請</li> <li>・マイナンバーカードの取得サポート（マイナポイント2万円取得のため）</li> <li>・状況確認のための自宅訪問（最初は週に3回、徐々に状況改善し、現在は2週間に1回程度）</li> <li>・電話再契約の支援 など</li> </ul> <p>精神的に不安定で、「死んだっていい」という発言もあったため、慎重・丁寧な対応を心掛けた。生活保護基準以上の年金を受給しており、元々その年金内で生活できていたようなので、ひとまず今回の詐欺被害によって生じたカードローンなどの債務の返済は（弁護士に相談したうえで）いったん止め、まずは自身の生活を最優先に考えることで合意し、支援を開始した。</p> <p>ところが、食糧支援や生活資金貸付、各種支払先への相談等で何とか繋いだ年金日の数日後にその年金がほとんどなくなり、支援者との接触を拒むという事態が起きた。</p> <p>その後自宅に手紙を入れるなどしながら何とかもう一度会うことができ、詳しく事情を聞いて見ると、詐欺被害後に知人複数人からも借金をしており、年金のほとんどはこの返済にあてた、自分は馬鹿だ、「たるさぼ」にはとても顔向けできず、面会を拒んだ、とのこと。</p> <p>このことで、知人への返済は本人にとって自身の生活費よりも優先順位が高いと判断し、「自身の最低限度の生活費は確保しながら、知人への返済も進めていく」ための支援（家計改善支援）を提案すると、同意された。</p> <p>ここからは、「たるさぼ」の面会を拒むことは一切なくなり、支援は順調に進んでいる。令和5年6月の年金から知人への返済は無くなり、8月から受給する年金額全てを自身の生活費にあてられる見込み。</p>
	<p>(評価)</p> <p>少しずつではあるが、家計の改善は進んでいると考えられる。しかし、失われた貯蓄が戻るわけではなく、常に収支ぎりぎりの生活をしていかなければならない状況である。判断能力を含めて考えると、介護施設等への入所も選択肢の一つだが、一方で家の処分の問題や、飼い犬を手放さなければならないという問題も生じる。（飼い犬を手放す場合の行先の目途は立ててはいるが、犬との生活は本人の生きがいの一つである。）</p> <p>家計改善後も、引き続き状況は確認していかなければならない。</p>
	<p>(分析)</p> <p>本人の精神面に配慮した支援を行ったことが、信頼関係の構築に繋がったように思う。本人は「たるさぼ」の支援を受けながら借金を返済するという事に罪悪感を感じていた。自身の生活費を度外視してまで行う知人への返済を、「説得して止めてもらう」という選択肢も考えたが、それをするとおそらくまた、「たるさぼ」の面会を拒否して無理な返済を続け、自身を責め続けたはずである。周囲から見れば非常識な判断も、それが本人の第一優先なのであれば尊重したいと考えたことが、本人の安心に繋がり、結果的には早期の家計改善に結びついたように思う。</p>

【事例2】 Bさん 60代男性

本人の  
状態・  
訴え

市保険収納課での納付相談の中で「たるさぼ」に相談に行くよう勧められた。年金額が少ないが支払いが多く、生活費が足りない。生活保護の相談もしたが、対象にならないと言われた。

(面談)

初回面談の際に本人の主張する年金額の半分が車のローンに費やされ、残額もかなり高額であることを確認。他に国保、家賃の未払い等が発覚。更に、無料低額診療対象病院に何度か入院を繰り返しているが、その際のアメニティ代の未払いなども確認。支払いができずに消費者金融から借入れをしていることも確認したため、まずは車のローンを清算するため、売却を含めて検討を図るよう提案した。

(支援内容)

本人との初回面談から程なくして、本人より入院をしたと連絡あり。心臓疾患の悪化により、入退院を繰り返している状況であった。本人の生活の立て直しについては、退院時に検討を図ることとした。

2か月後、居宅介護支援事業の担当ケアマネージャーより退院の連絡があり、要介護認定を取得したことを確認。退院後の在宅生活について、本人、家族、担当ケアマネージャー、「たるさぼ」で支援検討を図ることとした。

会議の中で、家計の見直しを図らないと介護サービスも導入することができない状況であることを確認。本人も車の処分には同意したため、車のローンを含め、債務整理の相談を図ることとし、ケアマネージャーは生活に関する相談、「たるさぼ」で家計に関する相談を担うこととした。

後日、今ある債務全てを洗い出し、弁護士事務所へ相談。本人の年金額では支払いをしていくことが困難と判断され、自己破産の手続きに踏み切ることとなった。手続きに必要とされる資料の作成は本人と一緒にいき、弁護士事務所へは都度同行した。「たるさぼ」としては家計表を作成し、月の支出を見える化し、国保の支払い金額も再度相談。年金支給日は本人と一緒に預金を引き出しに同行し、2か月分の食費を1週間ごとに袋分けし、その中で訪問介護員に毎週買い物を実施していただいた。訪問介護員が食事の支度を行うことで、相談前に利用していた宅配弁当などの利用はせずとも、バランスの取れた食事を確保することができた。また、介護サービス料などの支払いに必要とされる料金の袋分けなども行き、支払いに不足が無いよう対応した。また、引き落としとなる公共料金や携帯料金は前月の概算から引き落とし通帳に入金するなどして、支払いに滞りがないようサポートした。

支援  
内容  
等

(家計改善支援事業実施の効果)

本人より確認していた年金額と異なる金額であったため、まずは月の収入と支出を明確にした。債務整理を相談した結果、自己破産という結果にはならなかったが、家計状況の立て直しを図ることができた。滞納していた公共料金は本人の年金の中で支払いを行い、ライフラインは確保することができた。また、携帯電話も格安スマホに変更し、料金の減額にも成功。訪問介護員に買物を依頼することになり、無駄に購入することがなくなったため、週の食費を管理することができるようになった。また、市営住宅の家賃は減免手続きを行い、当初支払っていた家賃より減額することができた。支援開始当初は月の年金をほぼ使い切る状況であり、国保滞納分を支払う余裕が無かったが、4か月後には年金の中で少し余裕も出てくる状況となったため、滞納支払い金額も増額に成功。本人と一緒に毎月の年金の中でやりくりが成功するようになったことで、本人自身が支出を意識する様子が出てきた。結果、本人から「家計簿をつけてみようと思う」と自ら行動する様子が見られるようになった。もともと本人は家計簿をつけていたようだが、度重なる入退院により滞ってしまったことにより、やりくりも余計上手くいかなくなったことが発覚。本人の中に再び、自分で家計をやりくりしていこうという意識を持つきっかけとなった。

(分析)

当初は本人が申告する年金額は支払い額が漠然としたものであり、月の収支を明確にすることができなかった。しかし、債務を整理し、家計を見える化することで、月の収支が明確となり、本人の年金の中でのやりくりすることができるようになった。この過程を本人と一緒に行動することで、本人も月の支出を把握することができるようになり、節約の意識も芽生えた。更に、最大の効果として、本人が自ら「家計簿をつけたい。」と申し出をし、実際に自分で収支を管理するようになったことが、家計改善支援事業を導入したことによる、本人の大きな変化と言える。

### 3 就労支援実績

#### 3-1 就労支援実績

	性別	年齢	就労	増収	支援メニュー						備考
					情報提供	キャリアコンサルティング	応募書類作成指導	面接対策	面接同行	定着支援	
R4.4	女	40代	○		○	○				○	
	男	50代			○	○	○	○	○	○	
	男	40代	○		○	○	○	○	○	○	就労準備支援事業利用者
	女	70代以上		○						○	
R4.5	女	30代	○		○	○					
	女	60代			○	○					
R4.6	男	30代	○		○	○	○			○	
R4.7	女	30代								○	
R4.8	男	40代								○	
	男	30代	○		○	○	○	○		○	就労準備支援事業利用者
	男	40代	○		○	○					
	男	50代			○	○					
R4.9	女	20代	○		○	○	○	○		○	就労準備支援事業利用者
R4.10	男	50代			○	○					
	女	20代			○	○					就労準備支援事業利用者
R4.12	女	20代	○		○	○	○	○		○	
	女	30代								○	
R5.1	男	30代			○	○				○	
	女	20代			○	○		○			就労準備支援事業利用者
	女	30代	○		○	○				○	
R5.2	男	60代	○		○	○				○	
	女	40代	○		○	○					
	男	40代	○		○	○		○		○	
	男	20代			○	○					
	女	20代				○					
R5.3	男	30代				○					
	男	20代	○		○	○				○	
	女	20代	○		○	○	○	○		○	
	男	30代			○	○					
	男	40代	○		○	○				○	
	女	70代以上	○	○	○	○				○	
	女	30代	○		○	○					
男	30代								○		
女	50代	○		○	○						
合計			19	2	29	31	7	9	2	20	

※企業開拓実績（就労支援）

訪問会社数 14社

	受入可能	受入実績あり
一般就労（採用）	26	4
就労体験	3	2
会社見学	14	14

#### ●分析

- ・【20代】7名【30代】12名【40代】8名【50代】4名【60代】2名【70代】2名 計35名
- ・【女性】16名【男性】19名 計35名
- ・幅広い年代から就労支援の希望があった。
- ・支援の方法は相談者に合わせ、情報提供とキャリアコンサルティングをメインとして後方支援的に関わる場合もあれば、職場定着のために支援員も職場で共に働きながら業務内容の理解を促す場合もあった。
- ・就職後の人間関係（職場環境）に不安を抱いている相談者に対しては、会社見学や面接同行、定着支援など極力深く介入し、同時に企業側の雰囲気（採用担当者や職場環境など）も探りながら、就職後の定着可能性を予測しつつ支援を行った。
- ・ブランクがあることやコミュニケーションがうまく取れないことなど、本人に対する第一印象として企業側が採用に後ろ向きの場合でも、職場体験をさせてもらう中で本人の良さを理解していただき、採用に繋がったケースもあった。
- ・逆に最初から企業側の評価が高く、その後も企業側としては本人が問題なく働いてくれていると認識している場合でも、実は本人は企業側に対する不安や不満で早期の離職を望んでいる場合もあり、その際は本人の話をよく聞き、不安の解消に努めるなど定着支援を行った。
- ・高齢の相談者で、働く意欲はあるが年齢的に採用されないという相談が増えており、その場合はハローワークの促進事業も利用しながら、人手不足で年齢制限のない企業を探すなど、就労に向けた支援を行った。

**【事例1】 Cさん 30代男性**

<p>本人の 状態・ 訴え</p>	<p>前職を離れてから5～6年経ち、母親から早く就労してもらいたいと言われている。しかし、長年働いていないことで、仕事に対する不安が強く、就労の相談をしたい。自分がどのような仕事に向いているのかもわからない。</p>
<p>支援 内容 等</p>	<p>(面談) 本人は住んでいる市営住宅に貼ってあった「たるさぼ」のポスターを見て自ら来所相談に来た。高齢の母親と知的障害を持つ兄との3人世帯であり、今までは母親の年金と就労収入、兄の障害年金で生計を何とか維持してきた模様。母親から以前より就労するように促されていたが、なかなか前に進むことができなかった。初回面談の中で、母親が体調を崩し就労継続が徐々に困難な状況になる様子を見て、本人も就労しなければと考えた経緯を確認。過去に就労経験はあるが、前職から5～6年のブランクがあり、仕事をする事への不安と、家計のことを考えてできるだけ早く就労をしなければという焦りが見られた。</p>
	<p>(対応) 就労に対する不安とブランクがあることを受け、まずは認定就労訓練事業（以降、「訓練」と表記）から開始することを提案。本人はすぐにでも就労しないと母親に迷惑がかかると考え一旦否定はしたが、一度母親にも相談をするよう促し、本人に了解を得て、「たるさぼ」から母親にも面談の内容を報告。訓練の利用について本人と相談していただくよう伝えた。その結果、母親も焦って仕事を探して本人の負担になることは避けたいと希望。訓練から開始することに本人、母親も同意し、まずは半年間の訓練を行い、就労のリズムを掴むこと、どんな仕事に興味を持つことができるかを一緒に探すこととした。 訓練期間中は、毎月月末に実施事業所との評価を本人を交えて開催し、仕事の振り返りと、翌月の目標を確認した。仕事自体は職員からの指示も一度で覚え、勤勉に行う様子が見られ、事業所からも高い評価を受けていた。しかし、コミュニケーションの部分では積極性に欠ける様子が指摘として続いていたため、よりコミュニケーションを求められる部署での仕事に異動するなどして、本人にとってより良い訓練となるよう改善を図った。更に、訓練を継続する中で、コミュニケーションを上手く図れない理由の一つが、職員の名前を覚えていないことであると指摘を受けたため、翌月の目標として、「相手の名前を言ってから挨拶をする」という具体的目標を持ってもらい、仕事だけではなくコミュニケーションを改善できるよう工夫した。 訓練期間中も何度か求人提案は行ったが、応募には至らなかった。しかし、半年後には就労に対する自信が見られるようになり、本人と相談の上、訓練と並行して「たるさぼ」での就労支援を本格的実施。週1回「たるさぼ」に来所し面談を実施、企業見学や合同企業説明会にも参加して積極的に就労支援にも取り組んだ。 就労決定までに不採用となる結果も伴ったが、そこで就労意欲を減退させることなく活動を続けた結果、一緒に見学に行った製造業の工場に応募し就労が決定。本人には就労後も定期的に状況を確認し、企業にも本人の就労状況を確認して連携を図り、定着支援を実施した。また母親にも近況確認を行い、本人の就労によって家計の安定が図れたことを確認した。</p>
	<p>(評価) 認定就労訓練事業へ参加することにより、本人の就労に対する不安の解消と就労リズムの定着に繋がったと考える。訓練を継続することで、本人自身が、自分に向いている仕事があるかを改めて考えるきっかけとなった。ただし、認定就労訓練期間中は給料が発生するものではないため、家計の状況を見ると家族の理解がないとなかなか難しい部分もある。今回は、母親も本人の特性を理解し、じっくり仕事を探すことが望ましいと理解を示してくれたことが本人の意識の変化、ひいては就労及び定着に結びついたと考える。また、毎月訓練実施事業所との評価会議を開催し、目標を立てて訓練を実施したことが、より効果的な結果に繋がったと判断する。</p>
	<p>(分析) 今回の事例において、認定就労訓練事業の重要性を改めて感じる事ができた。就労から長年離れていた相談者にとって、仕事のリズムを整えること、就労に対する不安を少しでも解消することができる認定就労訓練事業は重要な機会であると考えられる。また、実施事業所と継続的に評価を繰り返すことで、次のステップをどのように展開していくべきか判断することができた。しかし、効果的な事業にもかかわらず、小樽市では、一つの事業所しかこの事業の認定を受けていないのが現状である。今後、この事業の周知と理解を深め、より多くの企業に協力していただくことができるよう努める必要があると実感した。</p>

## 4 就労準備支援実績

### 4-1 就労準備支援実績

#### ●就労準備支援事業の概要

- ・就労準備支援事業は、一般就労に向けた準備が整っていない人を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する事業（実施期間は原則1年以内）。
- ・適切な生活習慣の形成を促す「日常生活自立に関する支援」、社会的能力の形成を促す「社会生活自立に関する支援」、就労体験の利用の機会の提供等を行いつつ、一般就労に向けた技法や知識の習得等を促す「就労自立に関する支援」を行う。

（小樽市での実施内容）

- ・コミュニケーショントレーニング：朝礼スピーチ、コンセンサスゲーム、ストーリーキューブ、ボードゲーム、ビブリオバトル（本紹介）、アサーショントレーニング（自己表現）、調理メニュー決め、OBOG茶話会
- ・就労準備セミナー：電話応対、自己理解、見てみよう・書いてみよう履歴書、見てみよう求人票、職場でのコミュニケーション、ビジネスマナー、面接とは、報・連・相とは、求人検索
- ・ものづくり：ちぎり絵、折り紙、エコクラフト、刺し子コースター作り、グラスデザインコンテスト応募、防災グッズ手作り、アクリルたわし作り、羊毛フェルトでマスコット作り、大人の塗り絵
- ・生活力講座：調理実習、美文字を目指そう、認知症サポーター養成講座、自律神経について学ぼう、フラワーアレンジメント体験、季節の飾り作り、小樽について知ろう、北海道の難読地名、習字、読み聞かせ
- ・フィールドワーク・社会見学：ハローワークツアー、日本銀行旧小樽支店見学、桜名所散策、市場へ行ってみよう、北一硝子、総合博物館見学、小樽鉄道写真展、プラネタリウム鑑賞
- ・スポーツ：屋内スポーツ、ヨガ体験、ノルディックウォーキング、歩くスキー

	就労準備支援プログラム作成	生活自立に関する支援	社会自立に関する支援	就労自立に関する支援	個別求人開拓	就労後のフォローアップ	相談対応	計
R4.4	0	18	18	14	0	1	3	54
R4.5	0	11	11	7	0	1	1	31
R4.6	0	17	17	13	0	0	5	52
R4.7	0	11	11	8	0	0	0	30
R4.8	1	24	24	12	0	2	3	66
R4.9	0	20	20	15	0	0	1	56
R4.10	0	26	26	22	0	1	3	78
R4.11	0	29	29	11	0	3	0	72
R4.12	0	16	16	11	0	1	3	47
R5.1	0	16	16	10	0	0	2	44
R5.2	1	13	13	7	0	0	3	37
R5.3	0	16	16	12	0	0	2	46
計	2	217	217	142	0	9	26	613

#### ●登録者数

登録者 12人 見学／お試し参加 8人

#### ●事業所開拓

利用者の傾向として、就労経験が無い・就労経験が少ないなどの理由で自分に合った仕事や希望の職種がわからない方が多い。就労前の職場見学・就労体験は、実際に働くイメージを持つことで不安感の軽減になり、就職活動に踏み出すための有用な支援となる。

しかし、ここ数年コロナ禍が続く就労体験に協力いただくなど繋がりがあった事業所と疎遠になっていた。採用側にとってもミスマッチを防ぐ手立てとなり、支援事業について理解と協力をいただくことは利用者の継続就労にも繋がる。

今後も引き続き事業理解の周知を進め、ご協力いただけるよう所内一丸となって事業所開拓を行う必要がある。

#### ●分析

利用者の多くは、対人関係で傷つき自尊感情や自己有用感を失っているために社会との関わりに不安感があり、人と接することに臆病になっている。

まずは、集団の中で自身も受け入れられると実感してもらうことを目標とし、利用者の尊厳を保ちながら対話を重ね支援者との信頼関係を築くことから始める。

できるだけ社会経験を積み、他人との接触の機会があっても恐怖心を感じないまで精神面での支援が必要である。単に就労のための知識習得だけでは就職活動に踏み出すことは困難で、1年という支援期間内に就労意欲を持つまでには至らず、支援期間を延長して就労を目指す場合が多い。

また、自分の住む地域に愛着を持つ事が心の安定になり就労意欲に繋がると考え、ボランティア体験や地域の活動参加・歴史を知るなどのプログラムを取り入れているが、利用者の反応は良く、一定の効果が見られることから今後はさらに協力いただける地域資源の開拓と活用が課題である。

## 4-2 就労準備支援事例

【事例1】 Dさん 40代男性	
本人の 状態・ 訴え	<p>同居の母親が亡くなったことをきっかけに親戚に促され来所した。本人は20年間無就労だったが、就職して生活費を得ていくことを希望。就労から離れていた背景として、高校卒業後飲食店に就職したが理由も分からず1か月で退職を余儀なくされ、その後スーパーで2年間勤務していたが閉店により失職し、その後、自分なりの就職活動が上手くいかず次第に諦めてしまっていた。また、人間関係に苦手意識がありコミュニケーションに不安がある。</p>
支援 内容 等	<p>(就労準備支援内容)</p> <p>まずは集合型プログラムに定期的に参加し、少しずつ他人とのコミュニケーションに慣れながら、社会参加への意欲向上を目指すこととした。</p> <p>①コミュニケーション力向上</p> <p>レクリエーションでは毎回テーマスピーチを行い、集団内での発言の機会を重ねた。支援開始当初は支援者との会話もスムーズではなかったが、参加回数を重ねるごとに質問に対し率先して発言することが多くなっていった。また、自分から話しかける事は少ないものの、グループゲームでなかなか勝利できない方に正解を譲るなど思いやりのある行動が見られるようになった。</p> <p>②社会参加意欲の向上</p> <p>市内散策やものづくり、グループワークなど様々なプログラムを通し、考え方の特性や興味関心ごとを探り得手不得手の確認を行った。参加を楽しんでいる様子が伺われ、読書やスポーツ観戦などの趣味を持ち、他の若年者よりも話題が豊富なため次第にムードメーカー的な存在になった。</p> <p>③就労意欲の向上</p> <p>面談を行い、阻害要因を探るため日常生活での困りごとや就労の希望条件について確認した。貯蓄を崩しての慎ましい生活だが家事全般を一人でこなすなど自立しており、就労を焦ってはいなかった。希望職種は答えられないが、以前の就労先で失敗した経験から自信を無くし、同じ職種は避けたいと考えていた。</p> <p>(就労支援)</p> <p>支援開始から4か月目に面談やレクリエーションでの様子を踏まえ、就労相談員が性格特性を考慮し提案した3社の企業を見学した。当初は企業担当者と会話も出来なかったが、3社目の仕事内容や雰囲気に興味を示したため応募するに至った。企業側からは対人関係に不安があるとの話もあったが、相談員が介入し、試用期間を得ることで仕事ぶりや真面目な人柄が評価され採用となった。</p> <p>(就労準備支援事業利用期間を終えての評価)</p> <p>似た悩みを持つ利用者同士のゆるやかな繋がりのある集団の中で、否定されることなく安心して発言できる居場所を得ることで、本来の明るさを取り戻すことに繋がったと思われる。対人関係の苦手意識を克服するまでには至らないが、遅刻や欠席もなく素直に取り組む姿勢があり、時間をかけ理解されれば就労継続は十分可能であるとわかった。就労に関しては自信を失っていたため、一人では就職活動に踏み出すことは困難だった。</p> <p>(分析)</p> <p>社会と接点を持たず長期間無就労ではあったが、半年という短期間の支援で就労を果たした。要因としてはDさんが規則正しい生活を続けていたこと、親戚の見守りがあり全くの孤立状態ではなかったこと、就労相談員が介入した企業に事業に対する理解があったことが挙げられる。</p> <p>就労後は仕事上必要な国家資格を取得し職場で信頼されている。支援が一つのきっかけとなり自己肯定感を再認識することができたからではないかと考える。</p> <p>また、今回のケースは親戚が相談窓口へ繋いだが、孤立状態にある場合、危機感もなく相談に踏み出す機会を得る事は困難であると思われるため、今後も相談窓口の周知や事業を企業に広める活動が必要であると考えられる。</p>

## 5 住居確保給付金支給実績

### 5-1 住居確保給付金支給実績

#### ●事業概要

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響のため個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市が定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に、実際の家賃額を原則3か月（延長は2回まで、最大9か月間）支給する制度。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等に市から直接支払われる。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職や減収となった方へ支援として、支給要件の緩和や再々支給、再支給が引き続いて行われたため、同感染症の流行以前と比べ相談、申請件数とも大幅に増加している。

#### ●事業開始年度 平成27年度

（平成27年度は福祉部相談室所管、平成28年度から「たるさぼ」所管）

#### ●利用実績

年度	新規 相談	申 請					決 定					中 止					
		当初	延長	再延長	再々延長	再支給	当初	延長	再延長	再々延長	再支給	当初	延長	再延長	再々延長	再支給	
R4	4月	1	1	1	3	0	4	1	1	3	0	4	0	0	0	0	0
	5月	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	6月	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	7月	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	8月	2	2	0	1	0	2	2	0	1	0	2	0	0	0	0	0
	9月	0	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	10月	0	1	0	0	0	2	1	0	0	0	2	1	0	1	0	1
	11月	2	2	0	0	0	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	12月	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	1月	0	1	2	0	0	1	1	2	0	0	1	0	0	0	0	0
	2月	3	3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
	3月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
	合計	9	12	6	6	1	12	11	6	6	1	12	2	1	1	0	1
R3	合計	52	31	19	18	1	29	34	20	20	2	31	6	6	1	0	1
R2	合計	266	89	56	36	3	23	81	54	33	2	21	8	4	3	0	0
R元	合計	12	1	0	0	-	-	1	0	0	-	-	0	0	0	-	-

## 6 家計改善支援実績

### 6-1 家計改善支援実績

#### ●事業概要

家計の収支を把握できていなかったり、多重債務を抱えていたりするなど、家計管理がうまくいかないため、経済的に困窮する方を対象とする事業。相談を通じ、本人を含む世帯全体の収入や支出の状況を理解してもらい、生活を見直すことで収支を自己管理できることを目標に支援を行う。

#### ●事業開始年度 令和元年度

#### ●利用実績 令和4年度利用者数 4人



## 7 子どもの学習・生活支援実績

### 7-1 子どもの学習・生活支援実績

#### ●事業概要

ひとり親家庭、生活保護世帯、生活困窮世帯の児童（中学1年生～中学3年生及び高校1、2年生）を対象として、学生や社会人が学習支援員（委託事業者にて確保）となり、個々の児童の学力に応じて学習を支援する。

また、勉強をしながら児童とコミュニケーションを図り、生活面での相談や進学相談に応じるなど、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。



#### ●事業開始年度

令和元年度

※高校生の支援については、令和3年度から実施

#### ●実施内容

原則として毎週土曜日の午後に2時間程度実施  
講師1名につき児童、生徒2～3名を指導

#### ●利用実績

受講人数（実人数）					
	中1	中2	中3	高1	高2
初日時点	10	9	10	5	5
最終日時点	13	10	9	5	5

受講者のうち、第一志望の高校に合格した中学3年生の人数：9人

	実施回数	受講人数（延べ人数）						出席回数（延べ回数）					
		中1	中2	中3	高1	高2	中1	中2	中3	高1	高2		
R4.4	4	163	40	36	43	20	24	112	35	30	26	7	14
R4.5	4	167	43	36	44	20	24	104	37	22	23	5	17
R4.6	4	170	44	38	44	20	24	99	33	25	21	4	16
R4.7	5	215	55	50	55	25	30	103	38	26	30	0	9
R4.8	4	172	44	40	44	20	24	78	25	20	19	4	10
R4.9	4	176	48	40	44	20	24	94	34	26	16	4	14
R4.10	5	227	67	50	55	25	30	105	39	30	23	1	12
R4.11	4	181	53	40	44	20	24	90	35	24	19	3	9
R4.12	4	180	52	40	44	20	24	79	26	20	23	2	8
R5.1	4	180	52	40	44	20	24	65	22	18	20	1	4
R5.2	4	180	52	40	44	20	24	81	22	25	18	2	14
R5.3	4	180	52	40	44	20	24	88	28	28	18	2	12
計	50	2,191	602	490	549	250	300	1,098	374	294	256	35	139

## 8 その他の取組実績

### 8-1 新型コロナウイルス感染症に関する支援について

#### ①生活困窮者住居確保給付金（再掲）

主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響のため個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、市が定める額（生活保護制度の住宅扶助額）を上限に、実際の家賃額を原則3か月（延長は2回まで、最大9か月間）支給する制度。支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等に市から直接支払われる。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて離職や減収となった方へ支援として、支給要件の緩和や再々支給、再支給が引き続き行われた。

#### ●利用実績

年度	新規相談	申請					決定					中止				
		当初	延長	再延長	再々延長	再支給	当初	延長	再延長	再々延長	再支給	当初	延長	再延長	再々延長	再支給
R4	9	12	6	6	1	12	11	6	6	1	12	2	1	1	0	1
R3	52	31	19	18	1	29	34	20	20	2	31	6	6	1	0	1
R2	266	89	56	36	3	23	81	54	33	2	21	8	4	3	0	0
R元	12	1	0	0	—	—	1	0	0	—	—	0	0	0	—	—

#### ②新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する世帯に対して、小樽市社会福祉協議会が実施する生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金）の特例貸付により支援を行ってきたが、影響の長期化により特例貸付の終了後も依然として生活困窮状態が続く世帯に対して、早期の就労による自立を図るため、又はそれが困難な場合には円滑に生活保護受給に繋げるため、支援金を給付する制度（事業期間：令和3年7月～令和4年12月）

●利用実績	令和3年度申請件数	138件	給付件数	128件
	令和4年度申請件数	70件	給付件数	65件

#### ③生活福祉資金特例貸付（小樽市社会福祉協議会）

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、生活資金にお困りの方を対象に生活福祉資金（緊急小口資金、総合支援資金（生活支援費））の特例貸付を行う制度。実施主体は北海道社会福祉協議会で、小樽市社会福祉協議会が窓口となり実施。

※緊急小口資金の本則による貸付については、8-2に別掲。

#### ●利用実績

年度	緊急小口資金		総合支援資金					
			初回		延長		再貸付	
	受付(件)	金額(千円)	受付(件)	金額(千円)	受付(件)	金額(千円)	受付(件)	金額(千円)
R4	95	18,460	90	15,230	0	0	0	0
R3	353	65,060	390	203,214	68	35,841	329	173,933
R2	879	156,900	544	273,703	225	114,733	188	98,205

※総合支援資金の延長は、令和2年6月から令和3年7月末まで実施

再貸付については令和3年2月から12月まで実施

緊急小口特例貸付、総合支援資金特例貸付初回は令和4年9月末まで申請期間延長し終了

## 8-2 貸付及び現物支給の実績

### ①生活困窮者自立支援資金貸付（小樽市社会福祉協議会）

小樽市に住民登録を有し、自立相談支援事業による支援を受けている世帯で他の貸付制度等を利用しておらず、所定期間内に償還が可能と認められる者を対象に、個々の状況に応じ必要額を算定した上で貸付を行う。貸付上限額は10万円であるが、連帯保証人が必要である。（3万円以下の貸付の場合は不要）

### ②緊急小口資金（北海道社会福祉協議会）

原則として①同様に自立相談支援事業による支援を受けている世帯を対象に10万円を上限として貸付を行う。連帯保証人は不要である。小樽市社会福祉協議会を通じ北海道社会福祉協議会へ申し込むことが必要である。

### ③生活困窮者物資支援事業（小樽市社会福祉協議会）

自立相談支援事業又は小樽市社会福祉協議会の貸付相談において、緊急又は一時的に生活物資の提供が必要と認められる世帯を対象とし、年度内に5,000円相当を上限として物資を提供する。

	生活困窮者 自立支援資金貸付 (小樽市社会福祉協議会)		緊急小口資金 (北海道社会福祉協議会)		生活困窮者物資支援事業 (小樽市社会福祉協議会)	
	件数	金額	件数	金額	件数	内容
R4.4	1	30,000	0	0	0	
R4.5	2	20,000	0	0	1	食料
R4.6	1	9,000	0	0	0	
R4.7	0	0	1	100,000	2	食料・食料セット
R4.8	0	0	0	0	1	食料
R4.9	2	40,000	0	0	3	食料セット
R4.10	1	10,000	0	0	2	食料セット
R4.11	3	70,000	1	100,000	1	灯油
R4.12	1	30,000	0	0	4	食料セット・灯油
R5.1	1	20,000	0	0	3	食料・灯油・ガソリン
R5.2	4	60,000	0	0	2	食料
R5.3	5	135,000	0	0	4	食料・灯油・ガソリン
R4年度	21	424,000	2	200,000	23	
R3年度	12	237,800	2	200,000	23	
R2年度	22	450,000	5	500,000	29	
R元年度	15	347,000	5	343,000	30	
H30年度	29	788,000	9	780,000	48	

### ●分析

- ・生活困窮者自立支援資金貸付及び生活困窮者物資支援事業は、生活困窮者自立支援制度の開始に併せて小樽市社会福祉協議会が平成27年度に設けた制度である。貸付の際は自立相談支援機関の相談受付を必須としている。
- ・一時的に出費が高んだことで次の給料日や年金までの生活費が不足するなどの相談に対して、貸付及び物資支援が効果的であった。
- ・貸付制度申請の際には、細かな聞き取りと自立の見込みを検討し、都度、同協議会と協議した。
- ・同協議会にて購入した食料セット（＝購入したパック米、おかず、レトルト食品などを数食分単位で一まとめにしたもので、申請に基づき、同協議会が給付の可否を判断する）の給付と合わせて灯油やガソリンを提供するケースがあった。また、生活困窮者自立支援資金貸付の申請時に食料セットを給付するケースも見られた。
- ・特例貸付を申請した世帯で、困窮状態の長期化や、一旦は回復したものの再び困窮状態となり貸付相談に来るケースが見られたが、制度上の判断や返済の負担の増加等の理由により、貸付対象とならないケースも多くあった。
- ・生活困窮者自立支援資金貸付は、本来、他制度の貸付を利用していないことが条件となっていたが、特例貸付に関しては、世帯の状況を見て必要に応じて貸付対象と判断するよう、柔軟な対応を行っていた。令和4年度より、厚生労働省が定める生活困窮者自立支援資金貸付に係る実施要綱が改正されたことで、より柔軟な対応となったことが、前年よりも件数が増えた要因と考える。

### 8-3 食料等支給の実績

初回相談時に経済的に困窮しており「食料に困っている」という相談があった場合や、継続支援者で引き続き困窮状況が解消しない場合などに、「たるさぼ」がフードバンク等から提供を受けて保管している食料等を支給している。

	アルファ米	インスタント麺	カンパン・クラッカー	乾麺	米	パックライス類	オートミール	缶詰・ソーセージ	そうざい類	調味料	ふりかけ・茶漬類	味噌汁・スープ類	レトルト食品	飲料	お菓子類
R4.4		5													
		21													
R4.5						1		1					1		1
						6		2					5		1
R4.6	1					5		1					2		
	1					38		2					12		
R4.7	2		4			3	5	1							
	8		8			24	120	9							
R4.8			1		3	3		9							
			1		3	9		37							
R4.9					4	13		1							
					5	119		1							
R4.10					3	2		3							
					4	9		5							
R4.11			1		1	2		1							
			4		1	29		1							
R4.12					3	7	2	1							
					3	34	26	24							
R5.1			1		1	11		1							
			2		2	66		4							
R5.2			1		3	4									
			2		5	15									
R5.3			1		4	6	3								
			5		6	33	14								
計	3	5	9	0	22	57	11	18	0	0	0	0	3	0	1
	9	21	22	0	29	382	164	81	0	0	0	0	17	0	1

※ 各月の数字は、上段が延べ対象世帯数、下段が提供数

#### ●食料支給の提携先団体等（50音順、敬称略）

カーバンクル錦屋さいとう 実行委員会  
 しあわせネットワークおたる  
 ハンズハーベスト北海道  
 北海道済生会フードバンク  
 ほか、市民から支援あり

#### 8-4 事業説明及び連携依頼先

日付	内容
	※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし

注) [ ]内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

#### 8-5 講師派遣等

日付	内容
R5. 1. 19	杜のつどい講演会「「たるさぼ」って？」(杜のつどい) [主幹]

注) [ ]内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

#### 8-6 イベント参加

日付	内容
	※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし

注) [ ]内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

#### 8-7 イベント開催

日付	内容
	※新型コロナウイルス感染症流行により実施なし

注) [ ]内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

#### 8-8 無料職業紹介

H29. 12. 1 無料職業紹介所の届出を行い事業開始  
 R4年度 求職登録者数は9名。求人申込受付件数は5件、紹介状発行は6件である。

#### 8-9 視察受入等

日付	内容
R4. 8. 4	行政視察 (熊本県水俣市議会) [主幹]
R4. 9. 14	先進地視察 (東京通信大学教授) [主幹]
R4. 10. 25	行政視察 (千葉県印西市議会) [主幹]
R4. 10. 26	先進地視察 (当別町社会福祉協議会) [相談]
R4. 10. 27	行政視察 (茨城県鉾田市議会) [主幹]
R4. 11. 15	行政視察 (青森県弘前市議会) [主幹]
R4. 11. 17	行政視察 (三重県津市議会) [主幹]

注) [ ]内は対応者。「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。

8-10 研修・会議等出席状況

日付	内容
R4. 4. 9	おたる子ども未来塾開校式（勤労青少年ホーム）〔主幹〕
R4. 4. 13	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R4. 5. 11	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R4. 5. 23	令和4年度第1回小樽市障がい児・者支援協議会（市役所）〔主幹〕
R4. 5. 30	小樽市ケアラー支援連絡会議（市役所）〔主幹〕
R4. 6. 3	ひきこもり居場所づくり事業実行委員会（市役所）〔主幹〕
R4. 6. 8	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R4. 6. 21	「たるさぼ」出張相談会（ウイングベイ小樽済生会ビレッジ）〔主幹・相談〕
R4. 7. 13	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R4. 8. 18	ひきこもり居場所づくり事業 居場所「ヒュッゲ」（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R4. 9. 2	面会交流等庁内学習会（市役所）〔主幹〕
R4. 9. 2	第7回道央圏生活困窮者自立支援事業担当者情報交換会（いなきたコミュニティセンター）〔主幹〕
R4. 9. 14	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R4. 9. 15	ひきこもり居場所づくり事業 居場所「ヒュッゲ」（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R4. 9. 28	先進事例視察（石狩市）〔主幹〕
R4. 10. 4	暖カフェ見学（暖カフェ）〔主幹〕
R4. 10. 11	令和4年度重層的支援体制構築に向けた市町村間意見交換会（オンライン）〔主幹〕
R4. 10. 12	小樽不登校・ひきこもり家族交流会（総合福祉センター）〔主幹〕
R4. 10. 20	ひきこもり居場所づくり事業 居場所「ヒュッゲ」（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R4. 11. 4	生活困窮者支援情報交換シンポジウム（オンライン）〔主幹〕
R4. 11. 14	第1回重層的支援体制整備人材養成研修（オンライン）〔主幹〕
R4. 11. 17	ひきこもり居場所づくり事業 居場所「ヒュッゲ」（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R4. 11. 30	先進事例視察（江別市）〔主幹〕
R4. 12. 1	先進事例視察（苫小牧市）〔主幹〕
R4. 12. 15	ひきこもり居場所づくり事業 居場所「ヒュッゲ」（生涯学習プラザレピオ）〔主幹〕
R4. 12. 21	おたるかふえネットワーク会議（北海道済生会小樽病院）〔主幹〕
R5. 1. 13	「たるさぼ」出張相談会（暖カフェ）〔主幹・相談〕
R5. 1. 24	令和4年度重層的支援体制構築に向けた市町村間意見交換会（オンライン）〔主幹〕
R5. 1. 27	第2回重層的支援体制整備人材養成研修（TKP札幌ビジネスセンター）〔主幹〕
R5. 1. 30	小樽市地域共生セミナー（市民センター）〔主幹・主任・相談・準備〕
R5. 1. 31	ひきこもり居場所づくり事業実行委員会総括会議（市役所・オンライン）〔主幹〕
R5. 2. 14	第1回小樽市地域共生社会の実現に向けた人材育成研修会（総合福祉センター）〔主幹・相談〕
R5. 2. 17	重層的支援体制整備事業先行自治体との意見交換会（オンライン）〔主幹〕
R5. 2. 27	第2回小樽市地域共生社会の実現に向けた人材育成研修会（総合福祉センター）〔主幹・相談〕
R5. 3. 24	高齢者見守りネットワーク会議（市役所）〔主幹〕
R5. 3. 27	小樽子ども未来塾修了式（勤労青少年ホーム）〔主幹〕

注) [ ]内は対応者。「主任」は主任相談支援員、「相談」は相談支援員、「就労」は就労支援員、「準備」は就労準備支援員を示す。